相談支援事業所てるす

重要事項説明書

社会福祉法人北叡会
江別市ゆめみ野東町１番地５

指定特定相談支援事業所

相談支援事業所てるす　利用約款

（約款の目的）

第１条　相談支援事業所てるす（以下「当事業所」という。）は、障がい福祉サービスにおける特定相談支援の受給資格を有すると認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、障がい者総合支援法令の趣旨に従って、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、相談支援サービスを提供し、一方、利用者又は利用者の身元を引き受ける者（以下「身元引受人」という。）は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

社会福祉法人北叡会（以下「事業者」という）が行う相談支援事業所てるす（以下「事業所」という）が行う指定特定相談支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めると共に、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定特定相談支援の提供を確保することを目的とします。

3）事業所の理念

障害をお持ちの方が、その人らしい社会生活を営むために、ご本人やご家族の思いを尊重しながら共に考え、計画の作成や相談支援を提供します。

4）事業所の運営方針

(1) 事業所は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとします。

(2) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとします。

(3) 事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

(4) 前３項の他、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」等を定める条例関係法令等を遵守し、事業を実施するものとします。

２．　職員の配置状況（主たる職員）

当事業所では、ご利用者に対して相談支援サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職　　種	常　　勤	非 常 勤
管　　理　　者	1	－
相談支援専門員	2	－

３．　営業日およびサービス提供時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

1）営業日　　月曜日～金曜日
ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。

2）営業時間　　８：３０～１７：３０

4．　サービスの内容

状態の把握	・サービスご利用に向けたご本人の心身の状況やその置かれている環境、日常生活全般の状況またご家族の意向をご一緒に確認いたします。ご利用者が希望される生活やサービスへの意向をできるだけ反映するように心がけます。
サービス等利用計画の原案作成	・ご希望や意向に対応するための適切な福祉サービス等の組み合わせについてご一緒に検討し、計画の原案を作成いたします。その際、サービス内容や料金等を適正公平にお伝えいたします。
・担当者会議 ・事業所への申込みと調整 ・本計画の作成	・関係するサービスの支給決定等が行われた後に、ご本人ご家族の同意を頂き、本計画を作成いたします。 ・支給決定等の内容を踏まえ、変更を行ったサービス等支援計画の原案に位置づけた関係サービス等の担当者会議を開催し、円滑に実現できるよう、調整いたします。事業者側の事情により原案通りのサービス提供が難しい場合も有り得ます。その際は事業者を変更する等について、ご本人ご家族とご相談いたします。
・サービスの利用開始 ・モニタリング	・ご本人ご家族と、サービス事業者との成約を頂き、実際のサービスご利用が始まります。 ・私どもは、ご本人の状態の把握や、サービスがご本人ご家族の意向や希望に添って計画通り提供されているかの確認等を継続して行なってまいります。

この他、提供サービスの変更等、全般に亘ってのお手伝いを承ります。
どうぞ、お気軽にご相談ください。

5．　利用料金

相談支援について支給決定を受けられた方は、障害者総合支援制度から全額給付される為、自己負担額はございません。

（1）交通費

江別市内にお住いの方は無料です。
それ以外の地域の方は、相談支援専門員がお訪ねする為の交通費の実費を頂きます。
（事業所の自動車を使用した場合の交通費は１㎞につき、２０円を徴収）

6．　利用料金お支払方法

交通費等自己負担分の請求費用は１ヵ月毎に計算し、翌月の 10 日頃に請求いたしますので、当月の 25 日までに以下のいずれかの方法にてお支払い下さい。

(1)　口座振替（北海道ワイドネットサービス）での支払い。

※振替手数料（162 円／月）はご利用者様負担となりますことご了承ください。

(2)　当事業所事務窓口での現金支払い。

(3)　下記指定口座への振込み。

北海道銀行　北広島支店　　普通預金　　口座番号　０８３９５８０

社会福祉法人北叡会　あるての杜　理事長　天野 一城

※振込手数料はご利用者様負担となりますことご了承ください。

7．　苦情の受付について

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けています。

・苦情受付窓口　　［担当者］　猪狩　早苗（いかり　さなえ）

・受 付 時 間　　毎週　月～金曜日　８：３０～１７：３０

8．　サービスの利用に関する留意事項

1）受給者証の提示

当事業所従事者より、内容確認及び契約支給量の記載を目的として、「受給者証」提示の求めがあった場合には、随時ご提示ください。また、住所、利用者負担額、支給量など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は、できるだけ速やかに当事業所従事者にお知らせください。その他、必要とされる手帳等に関しても随時、ご提示願います。

2）サービス実施記録の確認

事業所はサービス提供ごとに実施日時やサービス内容等を記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に誤りやご意見があればいつでもお申し出ください。

3）サービス提供の記録や情報の管理と開示

事業所は、関係法令に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて記録を開示します。(謄写が必要な場合は、その費用は利用者の負担となります。)

9．　非常災害対策

当事業所では、非常及び災害対策といたしまして以下のとおり設備及び訓練等を行っております。

(1)　防災設備　　スプリンクラー、誘導灯（２カ所)、自動火災報知機

(2)　防災訓練　　年２回実施

１０．　個人情報の保護および利用目的

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護規定に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙２のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。

１１．　事業者概要

1）事業者名等

事 業 者 名	社会福祉法人北叡会
法人の種類	社会福祉法人
代 表 者 名	理事長　　天野　一城
所　在　地	江別市ゆめみ野東町１番地５
設立年月日	平成 ２２年 ８月 ９日

2）法人の理念

＜北叡会の意＞

社会福祉法人北叡会のこころは、ギリシャ哲学の中にあるノーシス「叡智」「直観的認識」という言葉にあります。即ち、調和と自己実現のための知識を指します。人間が持つ豊かな感性は、人との関りを得て知識を知恵にし、知恵が理念に触れ意志のチカラを持つことにより深い意義を

たたえる「叡智」へと育まれます。社会福祉法人北叡会は、そこに働く職員の豊かな感性と、その職員たちが紡いでいく様々な出逢いを通して楽しく学びあう機会を大切にします。また、高い技術や知識はもとより叡智を結集して、「どのような社会や環境にあっても、心豊かに幸せに生ききること」を支え続ける存在であるという願いが込められております。

3）法人の行動指針

（1）法人の理念を遵守し、法人が担う社会的責任と公共的使命を認識し、健全な業務運営を行います。
（2）法令の文言はもちろん、その精神までを遵守してゆきます。
（3）自己責任原則を基本として、公正公平な事業運営を展開します。
（4）利用者の安全と安心を守るとともに、自立支援とご利用者本位の精神を尊重し、誠実な施設運営を展開します。
（5）ご利用者はもちろんのこと、その他すべての関係者の人格を尊重し、地域福祉の健全な発展に貢献します。
（6）法人が自己の利益だけを追求する存在ではないことを認識し、利益と倫理が相反する場合は迷わず倫理を選択します。
（7）反社会的勢力については断固とした態度で臨みます。
（8）地域社会に貢献し、地域の未来により豊かで公正な社会を残すよう尽力します。
（9）難解な倫理問題に直面したとき、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造してゆきます。

4）北叡会事業所および関連法人

（1）北叡会が運営する事業所

◆ 夢あかり/夢つむぎ事業

- 江別地域複合型ライフケアセンター　夢あかり（入居 80 床、ショートステイ 10 床）
- 江別地域複合型ライフケアセンター　夢つむぎ（入居 29 床、介護予防・日常生活支援総合事業）
- デイサービスセンター夢美はな
- グループホーム　ひまわりの郷

◆ あるての杜事業

- デイサービスセンター　あるて
- おおあさ東町デイサービス　風の音色
- 住宅型有料老人ホーム　あるて

◆ てるす/アマム事業

- 身体障がい者デイサービスセンター　てるす
- 就労継続支援 A 型事業所 ジョブクルー
- 就労継続支援 B 型事業所 ジョブクルー（江別・白石）
- 特定相談支援事業所　てるす
- グループホーム　はなきりん
- ゆめみ野こむぎ工房　ドルチェ&ベーカリーカフェ　アマム

◆ 夢結路事業

- サービス付き高齢者向け住宅／身体障がい者向け住宅　シャルール夢結路
- 住宅型有料老人ホーム　夢結路
- 小規模多機能型居宅介護事業所　結の華
- ヘルパーステーション　結の謌
- ケアプランセンター　結の音

◆ 北叡会相談支援センター

（2）医療法人やわらぎ

①南幌町

- みどり野医院（外来および入院 19 床）
- 介護老人保健施設ゆう（入所 70 床、ショートスティ、通所リハビリテーション）
- 訪問看護ステーション　マーガレット
- 居宅介護支援事業所　アザレア
- グループホーム　鶴城の郷
- グループホーム　みどり野の郷
- 地域密着型デイサービスセンター　みどり野
- サービス付き高齢者向け住宅　きらめきの郷
- ヘルパーステーション　おひさま

②北広島市

- デイサービスセンター　なのはな
- グループホーム　共栄の郷

＜別紙２＞

社会福祉法人北叡会
個人情報保護に関する方針について

社会福祉法人北叡会では、「どのような社会や環境にあっても、心豊かに幸せに生ききること」を支え続ける…という理念を掲げ、日々努力を重ねております。入居者様、ご利用者様の個人情報についても個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員および関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めます。

Ⅰ．個人情報に関する法令・規範の遵守について

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。また、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全な予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

Ⅱ．個人情報の収集・利用・提供について

当法人では、入居者様・ご利用者様の個人情報を内部規定に従って収集し、別記の目的で最小限利用・提供させていただきます。これら以外の事柄が生じた場合には、改めて入居者様・ご利用者様から同意をいただきますので、ご協力ください。

Ⅲ．個人情報の開示・訂正・利用停止について

当法人では、入居者様・ご利用者様の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、規定にしたがって行っております。ご自身の記録の閲覧や謄写、訂正、利用停止をご希望の際は、遠慮なく担当職員、相談窓口までお申し出下さい。
（開示、謄写には必要な実費をいただきますのでご了承ください。）

Ⅳ．ご希望の確認と変更について

福祉サービスをご利用される前に約款および契約書において、ご希望を確認させていただきますが、一度出されたご希望をいつでも変更することが可能です。

なお、訪問、面談の変更等、必要な時には電話等で当法人よりご連絡することがございますので、ご了承ください。

Ⅴ．教育および継続的改善について

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

Ⅵ．相談窓口について

ご質問やご相談、手続きの詳細のほか、不明な点につきましては、各部署責任者や苦情相談窓口までお気軽におたずねください。

－通常の業務で想定される個人情報の利用目的－

【入居者様・ご利用者様等への福祉サービスの提供に必要な利用目的】

１．　当法人での利用

１）　入居者様･ご利用者様に提供する福祉サービス
２）　介護保険・市町村事業等事務
３）　会計・経理
４）　質向上・安全確保・医療介護事故あるいは未然防止等の分析・報告
５）　入居者様･ご利用者様への福祉サービスの向上

２．　他の事業所等への情報提供

１）　他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
２）　他の医療機関、介護施設等からの照会への回答
３）　入居者様・ご利用者様の医療・介護等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
４）　ご家族様等への病状や心身の状況説明
５）　介護保険事務の委託
６）　審査支払機関または保険者へのレセプトの提出
７）　審査支払機関または保険者からの照会への回答
８）　賠償責任保険､損害賠償保険等に係わる医療･介護に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
９）　その他入居者様･ご利用者様への介護保険・市町村事業等事務に関する利用

【上記以外の利用目的】

１．　当法人での利用

１）　福祉･介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
２）　福祉･介護等の学生実習および研修への協力
３）　事例研究

２．　学会･学会誌・広報誌等での利用

１）　特定の入居者様･ご利用者様、その関係者の事例の学会、研究会、学会誌、または広報誌等での利用は、氏名、生年月日、住所等の消去や映像処理することで匿名化し、匿名化が困難な場合は、本人の同意を得る

３．　他の事業所等への情報提供を伴う事例

１）　外部監査機関への情報提供
２）　当該入居者様・ご利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等)、照会への回答

社会福祉法人北叡会理事長